

大規模災害時における緊急支援活動等に関する協定書

山形県最上総合支庁長（以下「甲」という。）と社団法人最上建設クラブ会長（以下「乙」という。）は、大規模災害の発生等における、甲の所管する災害対策業務への緊急支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、最上管内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に行う災害対策業務において必要が生じた場合は、別記様式により乙に対し緊急支援活動等を要請するものとする（緊急支援活動等の内容については別表を参照）。

（要請に対する措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、原則として甲の指示に基づき、災害対策業務への緊急支援活動等を行うものとする。

（体制の整備）

第3条 乙は、前条に規定する緊急支援活動等を速やかに行うため、必要な建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）を確保し体制の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害対策業務への緊急支援活動等に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成24年3月28日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了30日前までに甲乙いずれの側からもこの協定を改定する意思表示が無いときは、さらに一年間有効期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 3月28日

甲 山形県最上総合支庁長

小松 喜巳男



乙 社団法人最上建設クラブ 会長

柿崎 力治朗

